



2025 年 5 月 9 日

各 位

株式会社 鳥取銀行

鳥取県警との金融犯罪被害防止にかかる連携協定の締結について

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）では、当行も参加している鳥取県金融機関防犯協議会が実施した「特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言（第2弾）」のなかで、新たな金融犯罪への対応として取組みを強化することを目的に、鳥取県内金融機関とともに、鳥取県警察本部（鳥取県警察本部長 青山 真一）および中国財務局鳥取財務事務所（所長 平井 芳一）との間で「金融犯罪被害防止にかかる連携協定」を締結いたしましたので、お知らせします。

当行では今後も、さまざまな関係機関と協力し、お客さまに安心してご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

記**1. 特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言とは**

「特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言」は、鳥取県金融機関防犯協議会が主導し、2024 年 5 月に鳥取県内の金融機関をはじめとする 26 の関係機関と共に実施したもので、本宣言にもとづき、「白ウサギの知ろう詐欺！大作戦」と題し、窓口での声掛けや振込限度額の見直し、不正口座のモニタリング強化などに取組み、多くの詐欺被害を防いでまいりました。

第2弾となる今回は、新たな取組みとして、当行を含む鳥取県内に営業拠点を持つ金融機関と鳥取県警察本部および中国財務局鳥取財務事務所との間で連携協定を締結し、特殊詐欺被害撲滅に向けて連携強化を図るなど、お客さまの財産を守る取組みを一層強化してまいります。

2. 主な連携協力内容

- ・ 非対面取引への対応強化
- ・ 捜査協力及び連絡体制の構築
- ・ 不正利用口座情報等の共有
- ・ 県民向け周知の強化

【連携協定式の様子】

以 上

《 本件に関するお問い合わせ先 》
経営管理部（北中）・経営統括部（片寄）
TEL 0857-37-0274・0260